

第5章 給水装置工事の施行

5-1 給水装置工事

給水装置工事は、関係法令を遵守し、各工種に適した方法に従って行い、設備の不備等によって事故や障害を起こすことがないように施工すること。

手続きにおいては、資-50 給水装置工事フローシートを参照し滞りなく行うとともに、次の事項を遵守すること。

(1) 現場責任者

道路掘削を伴う施工現場には、必ず現場責任者が常駐し、関係官公署の許可書を携帯すること。

(2) 事故処理

万一事故が発生したときは、臨機応変な処置を行うとともに、速やかに企業団へ報告し、指示を受けること。

5-2 給水管の分岐

給水管の分岐施工は、配水管その他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることのないよう、適切な資機材、工法及び地下埋設物防護の方法を選択し、正確な作業を行う必要がある。そのため、適切な配管技能者が作業に従事又は管理を行うこと。

5-2-1 分岐の制限

分岐の制限について以下に示す。

- (1) 原則として、配水管の交点から仕切弁までの間と、交差点内（隅切りから 1.0m 以内）は、分岐してはならない。ただし、現場の状況により、これにより難しい場合は、協議のうえ分岐位置等を決定する。
- (2) 分岐位置は、他の給水装置の分岐位置及び継手端面から 30cm 以上離すこと。（施行令第 6 条第 1 項第 1 号）
- (3) 大口径管とサブ管が埋設されている場合は、大口径から分岐してはならない。
- (4) 異形管及び継手から分岐してはならない。
- (5) ガス管、下水管など他埋設物端面と基本的に離隔を 30cm 以上確保すること。
- (6) 配水管及び給水管からの分岐口径は、4-5-5 (1) ②に記載されているとおり、基本的に分岐される管の口径より小さいものでなければならない。

5-2-2 連合管からの分岐

(1) 企業団所有の連合管からの分岐

企業団所有の連合管からの分岐の可否等については、現地水圧、連合管の口径、分岐管の口径、使用戸数、水理計算等を踏まえ、企業団と協議の上、判断する。

(2) 個人所有の連合管からの分岐

個人所有の連合管からの分岐については、給水装置の水量及び水圧に直接影響するものであるため、慎重に取り扱う必要がある。連合管所有者からの承諾（5-8-(2)参照）の前段として、給水装置工事主任技術者は自らの責任で現地調査及び水理計算を行い、それにより分岐の可否を判断する。また、必要な場合は、連合管増径等の対策を施すものとする。

なお、当該分岐に伴う利害関係について、責任は申請者にあり、企業団はこれに関与することはなく、また責任も負わない。

5-2-3 分岐の方法

分岐は、次の手順に従って行うこと。（資-52 分岐工事関係資料参照）

(1) 分岐箇所の確認

配水管等から給水管の取出しを行う際は、水道以外の管と誤接続されることのないよう、しゅん工図、明示テープ、消火栓及び仕切弁等の位置確認並びに試験掘削等により、分岐しようとする管が目的の配水管等であることを十分調査する。

(2) 掘削

掘削する場合は、必要に応じて近辺にある埋設物の管理者に立会いを求める。

① 小穴掘削

サドル付分水栓の取付け、穿孔作業等に支障がないよう、配水管等の上部を掘削する。機械掘削の際は、配水管及び他の埋設物件を傷付けることのないよう十分注意する。

② 布掘

埋設管保護のため床付面を平らに掘削し、必要に応じて砂等により敷均しを行う。

③ 推進

道路横断を推進工法により実施する場合、埋設物件の状況を厳密に調査し、安全を確保した上で、精度の高い推進機器を使用する。

④ 土留工

土留工は、施工に先立ち工事現場周辺の施設や地下埋設物等を十分調査し行う。

(3) 分岐穿孔

① 配水管等の清掃等

分岐の際、サドル付分水栓の取付位置を確認し、取付位置の土砂、鏽等をきれいに除去し、配水管等の管肌を清掃する。

なお、配水管等にポリエチレンスリーブが被覆されている場合は、サドル付分水栓の取付位置の中心線より 20cm 程離れた両位置を固定用バンド等で固定し、中心線に沿って切り開き、固定用バンド等の位置まで折り返した後、清掃する。

② サドル付分水栓の取付け

- ア サドル付分水栓を取り付ける前に、ボール弁の全開閉、パッキン、塗装、ねじ及び付属部品の状況を確認する。
- イ サドル付分水栓は、配水管等の管軸頂部にその中心線がくるように取り付け、給水管の分岐方向は、配水管等被分岐管と直角にする。
- ウ 取付けに際しパッキンの離脱及びずれがないように注意する。
- エ サドル部分のボルトナットを締め付ける場合、片締めにならないよう平均して締め付ける。ステンレスボルトを使用する場合は、焼付きに十分注意する。

③水圧検査（サドル付分水栓）

サドル付分水栓の取付後、穿孔前にボール弁が全開の状態の規定の水圧（0.75MPa）をかけ、漏水の有無を確認する。

④穿孔作業

- ア 穿孔機は、手動式と電動式があり、メーカー及び機種により取扱方法が異なるので、説明書に従って適切に使用する。
- イ 穿孔機のスピンドルに、分岐口径、管材料及び内面塗膜に応じたカッター又はドリルを取り付ける。内面粉体用のカッターとモルタルライニング用のカッターの使い分けや、固定ピン等による取付けには特に注意する。
なお、磨耗したドリル及びカッターは、管のライニング材のめくれや剥離等を生じさせやすいので使用してはならない。
- ウ ボール弁の開きを確認し、サドル付分水栓の上部に穿孔機を取り付ける。
- エ 穿孔機の排水口又はサドル付分水栓の接続口に、排水用のドレインをセットする。
- オ 穿孔中に生じた切粉を排出させるため、適量の排水を行う。
- カ 刃先が管面に接するまでハンドルを静かに回転し、穿孔を開始する。穿孔中はハンドルの回転が重くなり終わりに近づくと軽くなっていくが、完全に穿孔するまで回転させる。
- キ 穿孔が終わったら、ハンドルを逆回転させて刃先をボール弁の上部まで確実に戻す。このとき、排水バルブを全開にして、切粉が完全に無くなるまで排水作業を行う。
- ク ボール弁を閉め、穿孔機を取り外す。

⑤ コアの取付け（鋳鉄管の場合）

- ア コアの挿入機は、メーカー及び機種により取扱方法が異なるので、説明書に従って適切に使用する。
- イ ストレッチャー（コア取付部）先端にコア取付用ヘッドを取り付け、該当口径のコアを差し込み、固定ナットで軽く留める。
- ウ ロッド（ハンドル）を最上部に引き上げた状態で、挿入機をサドルに装着する。
- エ ボール弁の全開を確認し、ロッドを静かに落とし込みコアを装着する。ある程度の力でロッドが進まなくなった状態が装着完了となる。

オ ストレッチャーのヘッドをボール弁の上部まで引き戻し、挿入機を取り外す。

カ コアの挿入を確認後、サドル付分水栓のキャップを取り付ける。

キ ボール弁を全開にし、通水の確認をする。

(4) 配管

- ① 申請図面を基に、構築物の計画や後退線等を確認し、配管を施工する。
- ② 原則として、配管はサドル付分水栓から宅地内の止水栓の直前まで水平直線とし、止水栓手前にて深さを止水栓ヘッドが 0.5m～0.6mとなるよう調整する。また、サドル付分水栓から止水栓までは同口径で施工する。

(5) 止水栓

止水栓はサドル付分水栓の延長上とし、設置位置は設計に基づき適切な位置とする。

(6) 水圧検査（サドル付分水栓～止水栓）

配管の施工終了後、サドル付分水栓のボール弁が全閉の状態の規定の水圧（0.75MPa）をかけ、漏水の有無を確認する。

(7) ポリエチレンスリーブの被覆

- ① 通水後、締付け等を確認し、サドル付分水栓の腐蝕を防止するため、ポリエチレンスリーブを被覆する。
- ② 铸铁管等で、布設配水管にポリエチレンスリーブが被覆してある場合は、施工前に折り返したポリエチレンスリーブを、サドル付分水栓のポリエチレンスリーブ内まで折り込み被覆する。

5-2-4 水路横断

水路を横断して給水管を布設する場合は、H P P E を使用し、鞘管で防護すること。鞘管の管材料はV L P、G P 等の鉄管とする。

露出部分が生じた場合は紫外線処理をし、これによりがたい場合はS U S 等の使用について別途指示する。

5-2-5 分岐の撤去

不要となった給水管は、そのまま放置すると漏水の原因や、衛生上問題となるおそれがあるため、分岐部分で撤去する。撤去するときは、必ず分岐部分を次の方法により完全閉止すること。

なお、公道下の撤去管については、管種・口径に関わらず、必ず開削により引き上げる（引抜き不可）ものとし、埋設放置は一切認めない。ただし、側溝、エプロン及び歩車道ブロック等の構造物下においては、この限りではない。

- (1) サドル付分水栓はコックで閉栓し、閉栓キャップを設置する。また、コマ下げの場合は閉栓キャップ設置後、コマを元の位置まで上げておく。

閉栓箇所は、腐蝕を防止するため、ポリエチレンスリーブを被覆する。

- (2) チーズは、撤去して直管に配管替えを行うものとし、撤去後に使用する管種

については、撤去管の前後と同等の管種又はH P P Eとする。ただし、区画整理事業に伴う移転のため、将来的に連合管が廃止になる場合のみ分岐を残置できる。この場合は、止水栓以降でキャップ止めとする。

なお、H I V Pのチーズ分岐において、分岐口径増径のため、既設分岐を撤去後、新たに分岐し直す場合の施工方法は、被分岐管の口径により次のとおりとする。

ア 被分岐管がφ25H I V Pの場合

被分岐管の既設分岐撤去箇所をH I V Pで布設替えし、T Sチーズにより分岐し直す。分岐管は分岐直後でP Vソケット又はインサートバルブソケットとスクリージョイント（メネジ）の組合せにより、H P P Eに変換する。または、被分岐管の既設分岐撤去箇所をH P P Eで布設替えし、E Fチーズにより分岐し直す。

イ 被分岐管がφ30・φ40H I V Pの場合

被分岐管の既設分岐撤去箇所をH I V Pで布設替えし、サドル付分水栓により分岐し直す。または、被分岐管の既設撤去箇所をH P P Eで布設替えし、E Fチーズにより分岐し直す。

ウ 被分岐管がφ50H I V Pの場合

被分岐管の既設分岐撤去箇所をH P P Eで布設替えし、サドル付分水栓（分岐口径によりE Fプラグ付サドルを使用）により分岐し直す。

(3) 2受T字管、割T字管は栓又はフランジ蓋設置により閉止する。

5-2-6 断水による分岐等の施工

給水管等を切断しチーズを用いて施工する場合及び給水管の延長工事、撤去工事等を実施する場合は、使用している管路を断水して施工する。その際、断水や濁水など使用者への影響を最小限に抑えなければならない。

断水による施工は、次の手順に従って行うこと。

(1) 準備

- ① 断水戸数及び断水家屋の使用用途（業種）等を調査し、日時や施工方法等を水道使用者及び企業団と協議のうえ決定する。また、断水時間は使用水量の多い午前中を避け、午後に設定する。
- ② 工事場所、断水時間等を記載した断水のお知らせ（資-26 断水のお知らせ参照）を作成し、企業団の校正を受ける。
- ③ 断水実施日の前々日まで断水のお知らせをお客さまに配布し、工事及び断水の実施について周知する。
- ④ 工事に伴う交通への影響（排水作業に伴う消火栓の使用等を含む。）を調査し、対策を図る。
- ⑤ 操作する仕切弁の状態を確認し、通水に伴う管末での排水箇所を予め特定しておく。
- ⑥ 状況により設計変更にも対応できるよう、配管材料を準備しておく。

(2) 施工

- ① 断水開始とともに配管等の作業が開始できるよう、掘削等の準備を完了しておく。
- ② 完全止水されたことを確認し、設計に従い配管等の作業を行う。
- ③ 排水箇所には排水用具を設置する。

(3) 排水作業

施工完了後、断水となった管路及び周辺の管路に濁水が生じないように、慎重に通水を行う。また、濁水が生じた場合は、完全に解消されるまで排水作業を行う。

なお、基本的な排水方法は次のとおりとし、排水作業の間、埋戻し作業を並行して実施する。

- ① 錆こぶ等による詰まりを防止するため、排水作業にはφ20以上の管路を使用するよう努める。
- ② 排水箇所のバルブを全開にし、仕切弁を数回転開栓した状態で、時間をかけて管路に水を満たす。
- ③ 排水箇所のバルブの開度を調節しながら、仕切弁を徐々に全開にする。
なお、排水量は、管路の口径、現地の状況等により適量を保持する。
- ④ 仕切弁全開後、濁水が完全に解消されるまで排水作業を行う。
- ⑤ 排水箇所を施工前の状態に戻し、異常がないことを確認する。

5-2-7 施工時の立会い

分岐穿孔、分岐撤去及び断水による施工等については、原則、企業団職員が立ち会うものとする。

なお、立会いについて、断水による施工の場合は、5-2-6に記載する手順によるものとし、それ以外の場合は、次の手順によるものとする。

- (1) 施工予定日の前日までに、申請書を自社用の保管庫に入れる。
- (2) 施工当日8時30分から9時00分までに、電話にて施工予定であることを連絡し、立会いの依頼を行う。
- (3) 立会いを必要とする作業の目途が立った段階で、電話により具体的な時間の調整を行う。
- (4) 立会いの下、施工を実施する。

5-3 連合管の施工

連合管の施工は、次の内容に分類される。

(1) 公道への布設

- ① 布設位置は原則として西及び北境界から1.2m離れた位置を標準とし、幅員や既設埋設管等の状況により決定する。ただし、幅員4.0m以下の場合は、企業団により別途指示を行う。
- ② 埋設深度は0.85m以上とする。

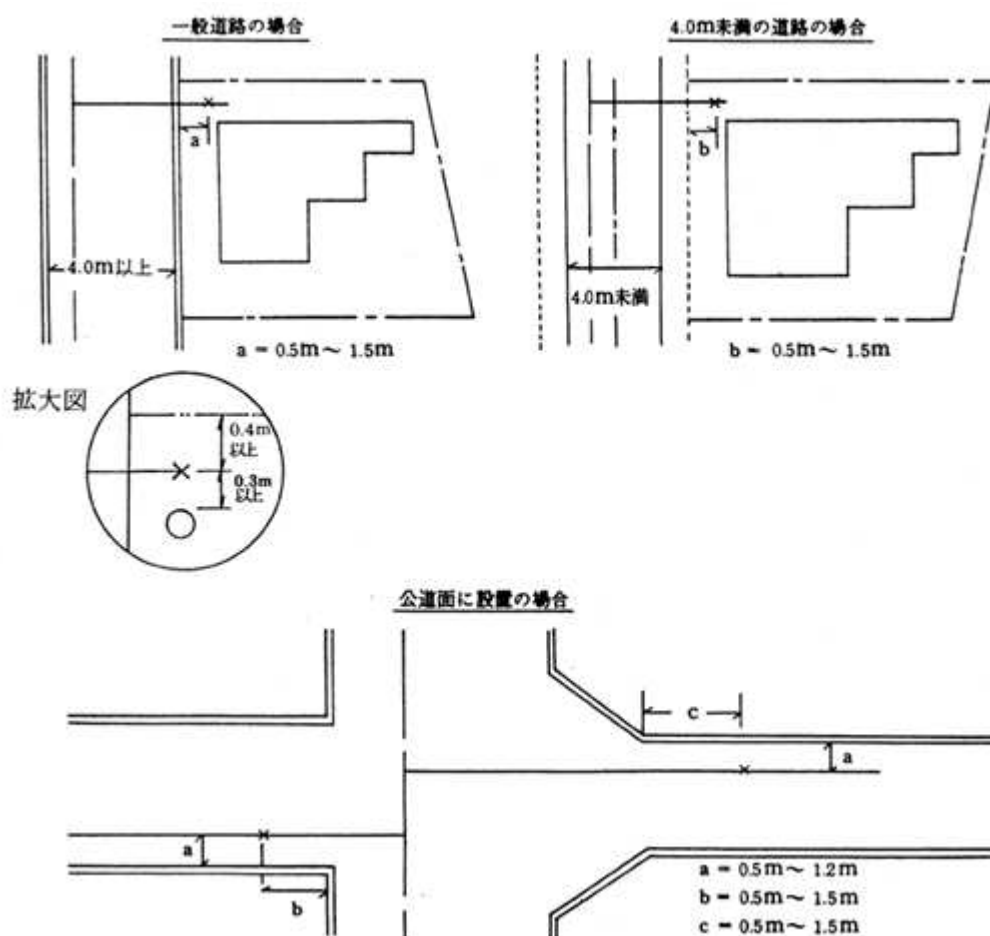
- ③ 埋戻しの組成は、道路管理者の指示に従うこと。
 - ④ 公道に布設する連合管は、検査完了後企業団に帰属することになるので、7-9に従って申請時に連合管譲渡書を添付すること。
- (2) 私道への布設
- ① 原則として、占用位置や埋設深度は(1)に準ずる。
 - ② 埋戻しの組成は、配管等に影響がなく、沈下が起きない材料とする。
 - ③ 開発道路など、将来公道認定される可能性のある私道に布設する連合管は、7-9に従って申請時に連合管譲渡申請書を添付し、公道認定日をもって企業団に無償譲渡すること。
- (3) 境界線後退部分及びこれに準ずる部分への布設
- 道路の境界線が民地側に後退したセットバック部分及びこれに準ずる部分について、連合管の施工を以下に示す。
- ① 給水管の縦断埋設は、トラブル防止の為原則として避けるものとする。
 - ② 公共団体へ帰属予定の後退線部分及びこれに準ずる部分への埋設については、(1)に準ずる。
- (4) 宅地等への布設
- ① 主配管は、構造物下の通過を避ける等により、漏水時の修理を容易に行うことができるようにすること(廊下、エントランス等を含む)。
敷地建築物等の関係で構造物下等に布設となる場合は、H P P Eを布設すること。
 - ② 原則として、埋設深度は0.3m以上とするが、輪荷重等の影響がある場合は0.6m以上とする。
- (5) 消火栓の設置
- φ75以上の連合管を布設する際は、企業団の指示に従い、消火作業及び排水作業等を考慮し、管理上適切な位置に消火栓を設置すること。

5-4 止水栓の設置

止水栓は、以下の内容に従って設置すること。

- (1) 道路境界等からの奥行
幅員4.0m以上の道路については、境界から概ね0.5~1.5mの場所、幅員4.0m未満の道路については、後退線及び後退想定線から概ね0.5~1.5mの場所に設置すること。
- (2) 隣地境界等からの離れ
現地の状況と維持管理を考慮し、設置場所は隣地境界から概ね0.4m以上、構築物やその他の埋設物等からは概ね0.3m以上離すこと。
- (3) 道路の場合
設置位置は、隅切り等から概ね0.5~1.5mの場所であること。

図 5-1 止水栓設置位置図



(4) 第二止水栓の取扱い

① 第一止水栓からメーターまでの距離が長い場合

第一止水栓からメーターまでの距離が長い場合は、H P P Eで布設する(3-4 参照) ことを踏まえ、将来、漏水の要因となり得る第二止水栓は設置しない。

なお、大型メーター等が設置される場合は、企業団が別途指示を行う。

② 他人の土地を通過する場合

配水管等の分岐からメーターまでの間で他人の土地を通過する場合は、申請地に引き込み後、第二止水栓を設置する。また、他人の土地を通過する連合管から分岐する場合においても、連合管からそれぞれの申請地に引き込み後、第二止水栓を設置する。

③ 共同住宅等の第二止水栓の取扱い

20 世帯未満の共同住宅等において、同一敷地、同一建築物等に $\phi 20$ 以下のメーターを複数設置する場合は、第二止水栓の設置は必要ない。ただし、既設止水栓を利用する場合で、既設止水栓が深い場合又は現行承認品でない場合は、メーター付近に第二止水栓を設置する。

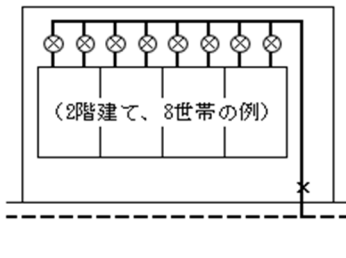
20 世帯以上の共同住宅等においては、系統を分割し、各系統に第二止水栓を設置する。

(5) 複数の棟に分岐する場合

1か所の分岐で2棟以上に給水する場合は、主配管から分岐した適正な場所に第二止水栓を各々設置する。

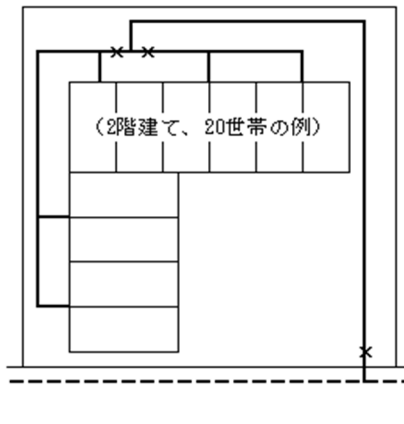
図 5-2 共同住宅等の止水栓設置

20世帯未満の場合
(各メーターφ20以下)



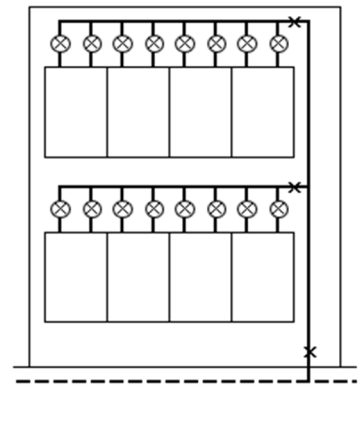
- ・止水栓ヘッド GL-0.5~0.6m
 - ・第二止水栓の設置は不要とする。
- ただし、φ30以上の既設止水栓を利用する場合で、既設止水栓が深い場合又は現行承認品ではない場合は、メーター付近に第二止水栓を設置する。また、φ25以下の既設止水栓が現行承認品ではない場合は交換を要する。

20世帯以上の場合



- ・止水栓ヘッド GL-0.5~0.6m
- ・系統を分割し、各系統に第二止水栓を設置する。

複数の棟に分岐する場合

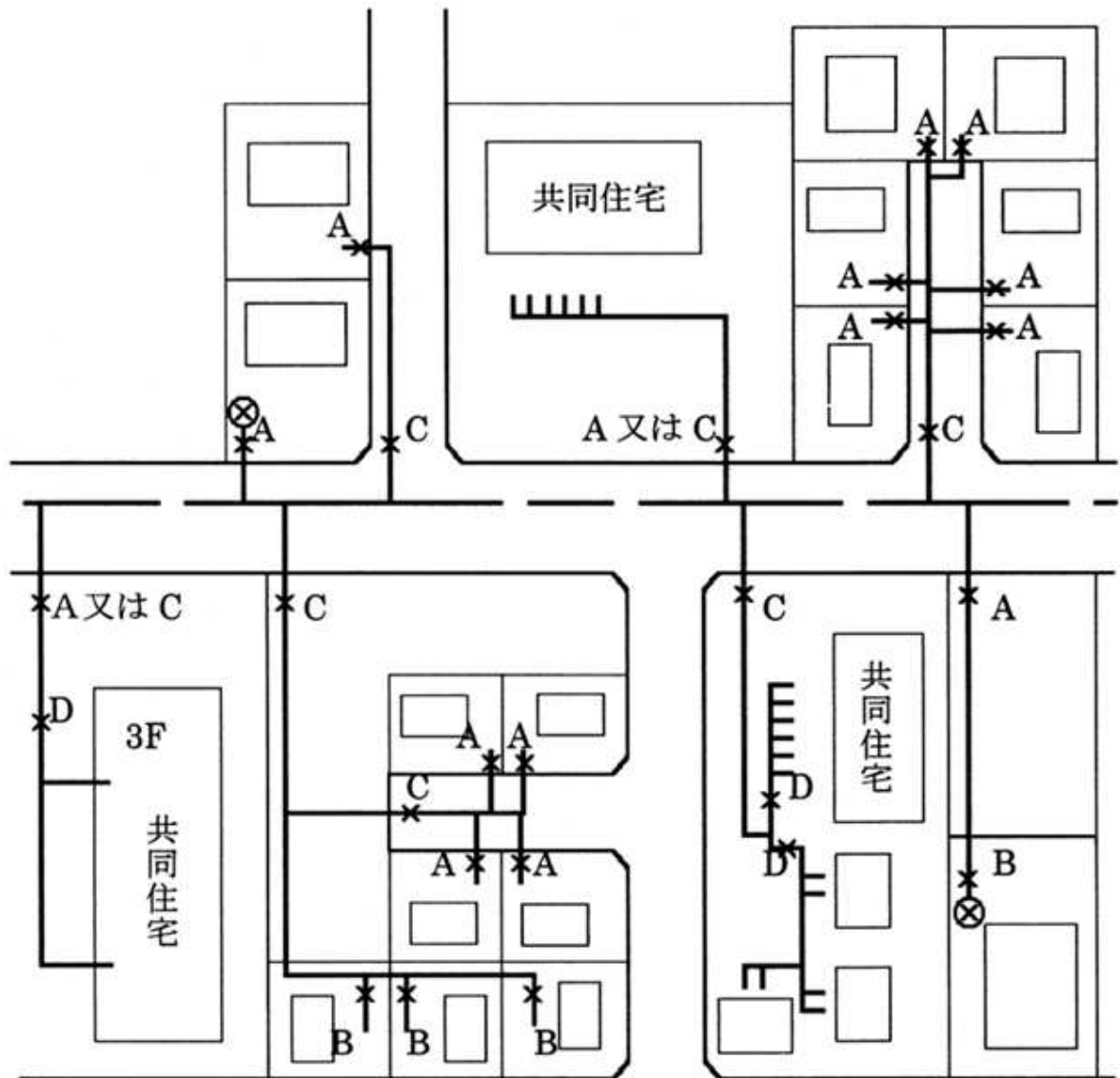


- ・止水栓ヘッド GL-0.5~0.6m
- ・各棟に第二止水栓を設置する。

(6) 止水栓筐等の種類

口径や使用場所、現地の状況等により、以下に示すA～Dの止水栓筐を使用すること。

図 5-3 止水栓筐等設置区分図



- A : $\phi 20$ 、 $\phi 25$ 止水栓の場合、 $L = 500$ 又は $L = 450 \sim 600$ (伸縮) の止水栓筐を設置する。ただし、車載荷重を受ける場合は、仕切弁筐 (ネジ式) を設置する。
- B : $\phi 20$ 、 $\phi 25$ 止水栓の場合、 $L = 500$ 、 $450 \sim 600$ (伸縮) 又は $L = 350$ (宅地内の第二止水栓にのみ使用可) の止水栓筐を設置する。
- C : $\phi 30 \sim \phi 50$ 仕切弁の場合、仕切弁筐 (ネジ式) を設置する。ただし、 $\phi 50$ 仕切弁を道路 (私道等を含む。) 下に設置する場合は、建設担当承認品の仕切弁筐を設置する。
- D : 丸ハンドル仕切弁 (ソフトシール弁) 用の仕切弁筐 (ハット式) を設置する。
(共同住宅の第二止水栓)

5-5 使用メーターについて

5-5-1 メーターの種類

使用メーターの種類は、資-27 メーター形式及び資-28, 29 水道メーター図による。

5-5-2 メーター設置基準

メーターの設置条件を以下に示す。

- (1) 原則として、1つの建築物ごとに1個のメーターを設置する。
- (2) 同一敷地内で同じ目的に使用されるものについては、建築物の棟数に関係なく1個のメーターを設置する。
- (3) 1つの建築物であっても構造上又は利用上独立して使用される区画に給水装置を設ける場合は、それぞれに1個のメーターを設置する。

5-5-3 メーターの設置例

- (1) 共同住宅・雑居ビル・業務用テナントビル・混合ビル
 - ① 直結給水方式で1建物内部が構造上又は利用上独立して使用される区画に分けられている場合は、基本的に用途や階に関係なく区画ごとにメーターを設置する。
 - ② 共用施設に係る給水装置には、全体で1個以上のメーターを設置する。
- (2) 店舗付き住宅

同一建物で生活の本拠として居住するとともに事業を営む建物の給水装置について、構造上又は利用上独立して使用される区画に分けられている場合は、居住区画と事業区画のそれぞれにメーターを設置することができる。
- (3) 学生寮・会社寮等

独立した区画で部屋ごとに給水装置が設置され、各部屋に少なくとも台所・トイレ等2栓以上がある場合、検針条件が整っていれば各部屋にメーターを設置することができる。

なお、食堂や共同浴場等の共用施設に係る給水装置には全体で1個のメーターを設置することができる。
- (4) 二世帯住宅

構造上独立していない1棟の建物でも、生活の本拠として各戸が世帯単位に必要な機能を有する二世帯住宅の場合は、2個のメーターを設置することができる。

なお、既設給水管引き込みがφ20の場合は、5-6-2(3)によるものとする。
- (5) 工場・官庁・学校・病院・老人ホーム・介護施設・大型店舗等

基本的に1施設1個のメーターで給水する。

なお、構造上又は利用上独立して使用される建物や区画について、事業主体が異なる施設がある場合は、それぞれにメーターを設置することができる。
- (6) 受水槽給水方式

6-3-6に記載する。

(7) 大型量水器室

大型量水器室の指定材料は、材料編に記載する。

なお、現場打ちでコンクリートボックスを作製する場合は、資-30 大型量水器室標準図に従うものとする。

(8) その他

① 共同住宅等において、消火用などの貯水槽へ給水する場合は、共用メーターから給水を基本とする。

② 消火用配管に常時充水しておくための屋上に設置された補給水用サブタンクは、以下の条件をすべて満たし、企業団が承認した場合のみ専用メーターの設置を省略することができる。

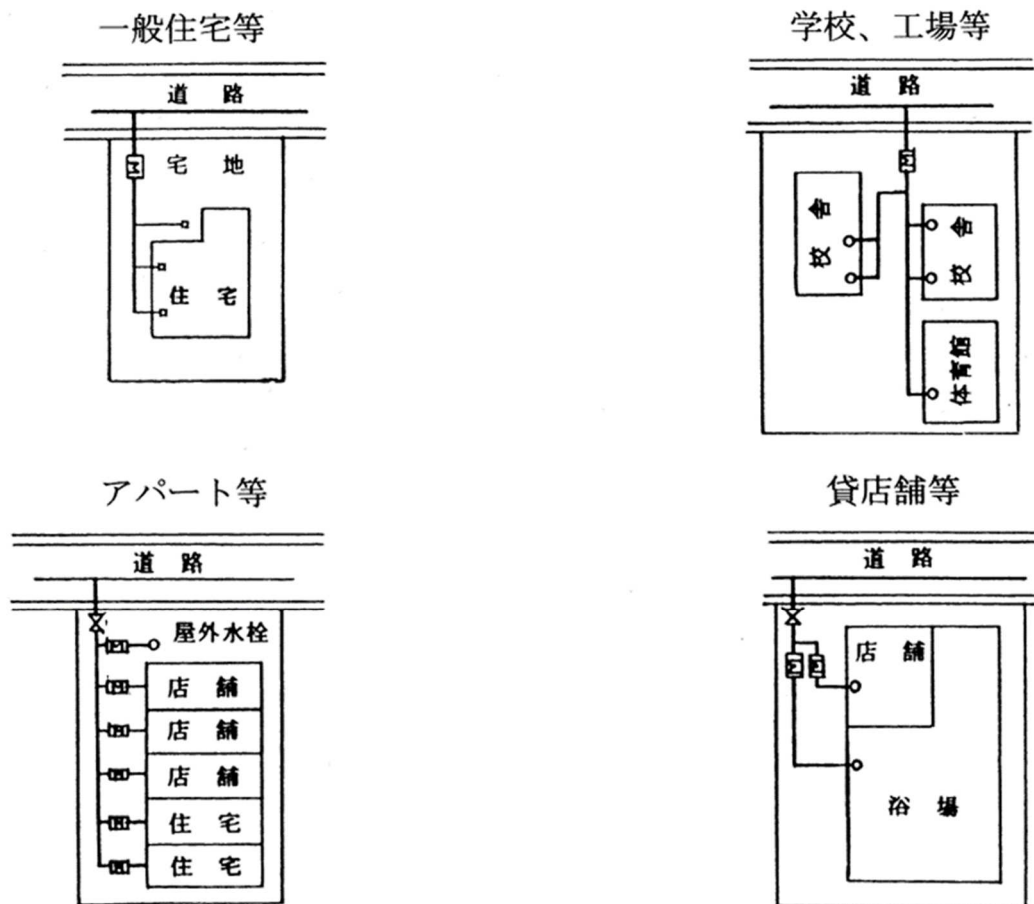
ア 消防用水利のみで使用

イ 通常時において水の使用がない

ウ 呼水水槽へ接続するために適当な共用水栓メーター二次側の配管がない

エ 満水・減水警報を設置している

図 5-4 メーターの設置



5-5-4 メーターの設置

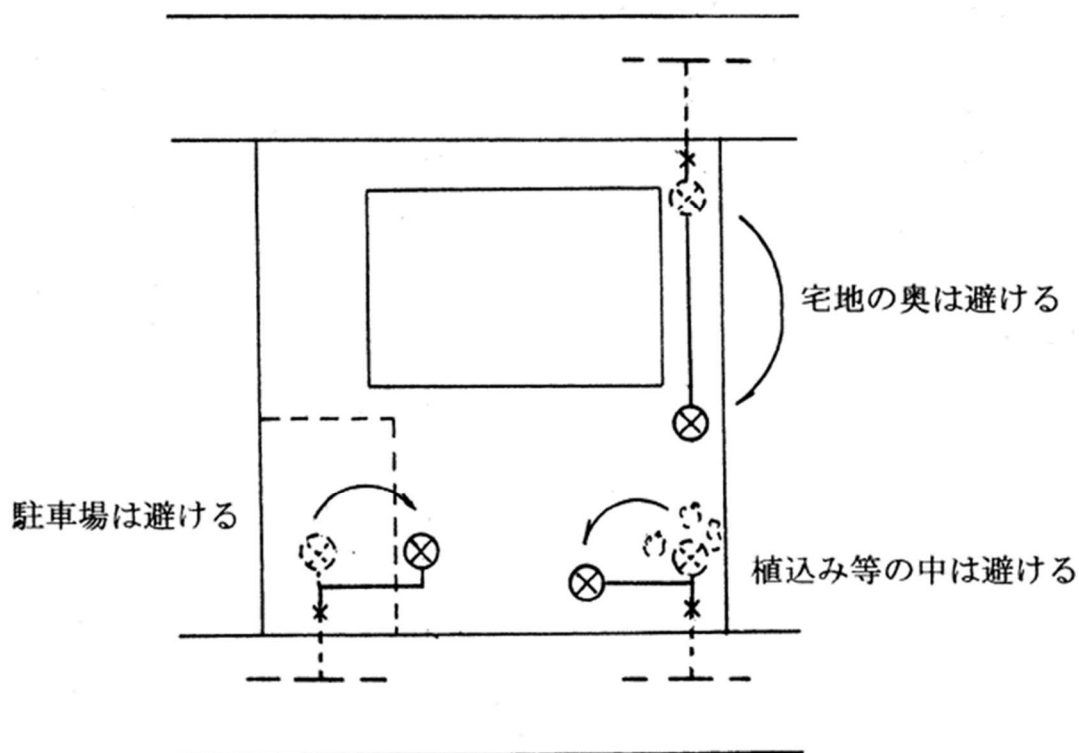
(1) 一般的なメーターの設置場所

- ① 原則として、止水栓の近くに設置し、汚染及び損傷のおそれがなく、2か月に一度の検針及び8年に一度の検定満期に伴う交換作業等に支障がない場所とする。
- ② 車両乗上げによる破損が生じないように、また、検針の妨げにならないよう、原則として駐車場、車両の通路及び植込み等への設置は避ける。
- ③ やむを得ず宅地の奥に設置する場合は、検針等による使用者の不快感等に十分考慮し、メーター位置を決定する。

(2) メーター廻りの配管

- ① 指定材料を使用するとともに、偏心や寸法違いが生じないようにメーター代用管等を使用し、細心の注意を払って施工すること。なお、メーター代用管は、管内が塞がれ、通水できない仕様のものを使用すること。
- ② 止水栓以降をH I V Pで布設する場合には、メーター交換作業が容易に行えるよう、丙止水栓一次側にはガイドナット（メーターユニオンガイドドH I）を、メーター二次側には袋ナットを使用すること。
- ③ メーター設置に伴い、配管の埋設深度が浅くなる場合は、メーターボックス前後にて規定の深度にすること。

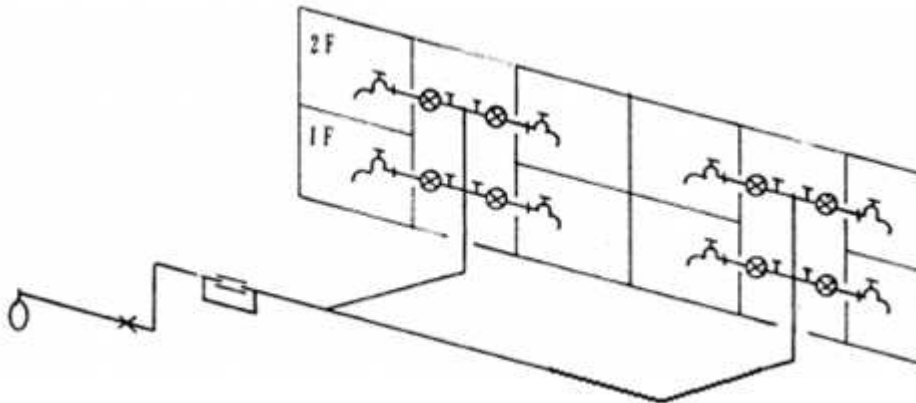
図 5-5 メーター設置位置



(3) パイプシャフト内等へのメーター設置

- ① 共同住宅などでパイプシャフト等を利用してメーターを設置する場合においても、2か月に一度の検針及び8年に一度の検定満期に伴う交換作業等に支障がないよう、メーター廻りのスペースを十分に確保すること（資-31 パイプシャフト等へのメーター設置図参照）。
- ② 設置条件は6-1-5（6）による。

図 5-6 メーター設置略図



5-5-5 戸別検針及び戸別徴収の取扱いに伴うメーター設置

検針協定を締結し、増圧装置又は受水槽以降に子メーターを設置する場合は、以下の条件を満たすこと。

- (1) メーター
企業団が貸与したメーターを設置すること。
- (2) メーター設置場所
原則として各区画入口付近とし、2か月に一度の検針及び8年に一度の検定満期に伴う交換作業等に必要なスペースを十分に確保すること。
- (3) メーターユニット等
開閉栓用として、指定のメーターユニット又は丙止水栓を設置すること。
- (4) 凍結防止
メーターについては規定の保温材を取り付け、凍結防止を施すこと。
- (5) 検査及び協定
申請書に、検針協定に関する書類を添付すること。
なお、検針協定の締結は、工事検査完了後となる。

5-5-6 私設メーターの取扱い

申請者が希望する場合は、私設メーターを設置することができる。メーターは給水装置の一部であるため認証品を使用すること。口径は親メーター以下とし、性能基準は遵守する。また、私設メーターをメーターボックス内に設置する場合は、企業団設置メーターの検針に支障をきたさぬよう、企業団章の標示がないものを使用する。

5-6 既設分岐使用の取扱い

5-6-1 複数分岐

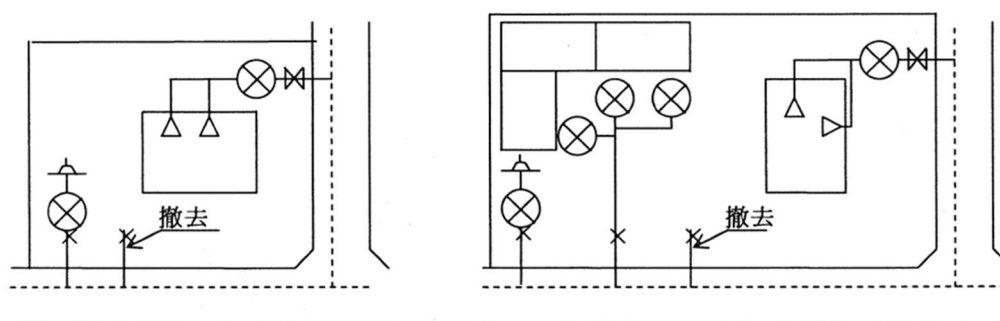
原則として、給水管の分岐は1宅地（建築確認上の敷地）につき1か所とし、次の場合を除いて複数の分岐は認めない。

(1) 1宅地において既設分岐が複数存在する場合

既設分岐が複数存在する1宅地については、建築物等に対して1か所（宅地内主配管等）と、宅地全体に対して1か所（外水道等）の2か所まで使用を認める。また、2世帯住宅で各世帯にメーターを設置し、各々既設分岐を利用しようとする場合は、1建築物に対して2か所の分岐を使用してもよい。

なお、不要な分岐については、必ず配水管等の分岐箇所から撤去する。

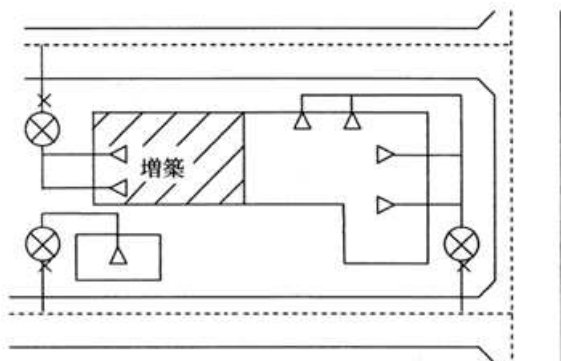
図 5-7 1宅地における既設複数分岐の使用例



(2) 大規模な建築物等の改造工事の場合等

大規模な建築物等の改造工事において、既設給水装置と新設給水装置の距離が離れており、水運用上の合理性があると企業団が認めた場合は、同一建築物等において2か所以上の分岐を使用できるものとする。また、広大な敷地において、既存建築物等から離れた位置に新築する建築物等の新設給水装置においても、同様の取扱いとする。

図 5-8 大規模な建築物等の改造工事の場合の例



5-6-2 既設分岐継続使用の条件

(1) 既設分岐口径がφ13の場合

φ13メーターの使用範囲を超えた場合は、分岐・メーターともにφ20に増径することが望ましいが、何らかの理由で分岐口径の変更ができない場合は、設置メーター性能基準（表4-3参照）を適用せず、一般住宅の給水装置（水栓数は9栓までとする。）に限り、φ13既設分岐及びφ13メーターについて、継続使用を認める。ただし、以下の内容を明記した承諾書（原則として、申請書の裏面に記載する。）の提出を条件とする。

ア φ13既設分岐の継続使用に伴うφ13メーターの使用に際し、水栓数は9栓以内とし、水量及び水圧不足に対して一切異議を申しません。

イ 住所

ウ 氏名及び捺印

なお、既設分岐口径がφ20でφ13メーターを使用している一般住宅の改造工事においては、現行のφ13メーター設置可否基準（資-48）に基づき、メーター口径をφ20に増径する。ただし、連合管解消等の理由による取出変更のみの改造工事（取出変更に伴う切回しに必要な配管工事のみ）においては、φ13メーターを継続使用できるものとする。その際、メーターの移設を伴わない場合は、5-6-3(4)の規定に関わらず、丙止水栓及び量水器ボックスの交換は行わなくてもよいものとする。

(2) 既設分岐口径がφ16の場合

既設分岐口径がφ16で止水栓がφ20の場合（既設止水栓がφ13であれば、φ20に増径した場合）は、一般住宅の給水装置に限り、φ16既設分岐の継続使用及びφ20メーターの設置を認める。ただし、以下の内容を明記した承諾書（原則として、申請書の裏面に記載する。）の提出を条件とする。

ア φ16既設分岐管の使用に際し、水量及び水圧不足に対して一切異議を申しません。

イ 住所

ウ 氏名及び捺印

(3) 既設分岐口径がφ20の場合

φ20既設分岐を継続使用し、φ20メーターを2個設置しようとする場合は、次の条件をすべて満たす場合に限り、これを認める。

① 申請者が承諾している。

② 新設給水装置の設置場所が既設給水装置と同一敷地内である。又は、新設給水装置の設置場所が既設給水装置の設置場所と隣接する土地で、その土地の接道には配水管が整備されておらず、かつ、既設給水装置の所有者及び地権者から掘削、埋設、その他諸条件について、一切の承諾を得ている。

前者の条件の場合において、φ20既設止水栓と新設するメーターの2点

間の直線距離が 3m 以上となる場合は、④の条件による $\phi 25$ からの分岐先から新設するメーターまでの管種を H P P E とする。

後者の条件の場合において、新設給水装置を設置する敷地内にメーターを設置する場合は、④の条件による $\phi 25$ からの分岐先から新設するメーターまでの管種を H P P E とする。また、新設・既設メーターの手前に、それぞれ第二止水栓を設置する。その際、新設メーター側の第二止水栓は、新設メーターを設置する敷地に入った直後に設置する。

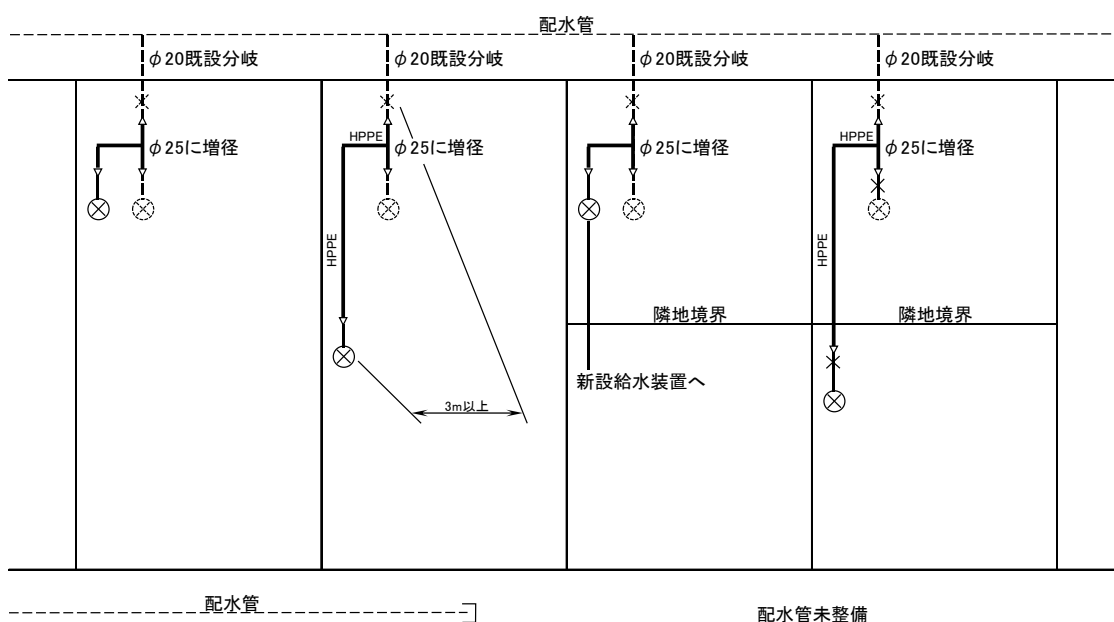
なお、新設給水装置のしゅん工届提出の際は、既設給水装置について一部増径の経緯が分かるよう、資-63 分水工事等施工表を添付すること。

- ③ 給水装置の損失水頭及び使用水量が適当である。
- ④ 損失水頭軽減のため止水栓先で増径する。
- ⑤ 水栓数が合計 20 栓以内である。

なお、②における承諾書の記載事項は次のとおりとする。

<p>ア 次の事項についてすべて承諾します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私の所有する土地を掘削すること ・私の所有する土地へ給水管を埋設すること ・私の所有する給水管 $\phi 20$ を止水栓先で $\phi 25$ へ増径し、増径箇所から既設給水装置と新設給水装置へそれぞれ分岐し直すこと ・私の所有する既設給水装置の水栓数が新設給水装置の水栓数と合わせて 20 栓以内とすること <p>イ 住所</p> <p>ウ 氏名及び捺印</p>
--

図 5-9 $\phi 20$ 既設分岐を継続使用し、 $\phi 20$ メーターを 2 個設置する場合の施工例



※「HPPE」表記のない実線（メーター以降を除く。）は、HPPE又はHIVPとする。

(4) 先太配管を行う場合

止水栓先で先太配管を行う場合、5-7 に記載する条件を満たす場合に限り、既設分岐（φ20～φ40に限る。）の継続使用を認める。

(5) 既設分岐継続使用時の留意点

改造工事に伴い使用水量が増加する場合や長期間使用されていない既設分岐を使用する場合は、穿孔箇所に着等が生じ、十分な出水量が確保されていないおそれがあるため、基本調査において必ず確認すること。

5-6-3 既設止水栓の交換

既設止水栓の交換について以下に示す。

(1) 交換の理由

設置から相当年数経過する止水栓については、パッキンの経年劣化等による漏水の発生が懸念される。また、給水装置の漏水修繕区分に基づき、企業団において止水栓漏水等を修繕する場合であっても、修繕の妨げとなる障害物等の移動及び撤去、ブロック、タイル等特殊な材料、施工を要する場合の費用等は、所有者の負担となる。

以上を踏まえ、建築物等の建替え時であれば、止水栓の交換を容易に行うことができることから、しゅん工後、程なくして漏水が発生するなどのトラブルを未然に防止するため、改造工事の際は、既設止水栓の交換を推奨する。

(2) 交換の条件

現行承認品ではない昭和 56 年度以前（概ね専用栓番号第 28000 号以下）に設置したφ13～25の止水栓については、その後の改造工事等で止水栓交換が行われていない場合、現地確認を行った上で、現行承認品に交換するものとする。また、昭和 57 年度以降に設置したφ13～25の止水栓及びφ30以上の止水栓においても、基本調査時に交換の必要性について十分検討すること。

なお、止水栓交換の有無に関わらず、止水栓筐が現行承認品ではない場合は、現行承認品に交換するよう努めるものとする。

(3) 施工方法

止水栓交換に伴う止水作業は圧着機により行い、圧着箇所を補修継手（材料編参照）で保護する。

(4) その他の交換材料

改造工事に伴い、現行承認品ではない丙止水栓及び量水器ボックスが設置されている場合は、現行承認品に交換する。

5-7 給水管の先太配管（資-32 給水管の先太配管参照）

給水管の先太配管を行う場合は、以下の条件を満たすこと。

(1) 増径の範囲

増径の範囲は、原則として止水栓以降で1口径上位までとする。ただし、既設連合管については、状況によりφ50を上限に2口径上位の増径施工を認め

る。

(2) 連合管の場合

① 分岐管口径がφ20～φ40の場合

止水栓以降で1口径増径した場合、止水栓一次側の分岐管流速が概ね2.5m/sec以内で使用すること。ただし損失水頭は概ね5.0m以内とする。

参考値として、各口径における管内流速2.5m/secの流量を以下に示す。

ア φ20の場合、47ℓ/min

イ φ25の場合、74ℓ/min

ウ φ30の場合、106ℓ/min

エ φ40の場合、189ℓ/min

② 分岐管口径がφ50の場合

分岐管口径がφ50の場合、増径する施工は認めない。ただし、公道下で将来、配水本管の布設が予定される場合は除く。

(3) メーター設置の場合

① メーター設置が1個の場合

分岐管口径φ20以上で、損失水頭に余裕がある場合、分岐口径より1口径上位のメーターを設置できる。

② メーター設置が複数の場合

損失水頭に余裕がある場合、止水栓以降で1口径増径して施工したものは、損失水頭が概ね5.0m以内の範囲において、分岐管と同口径のメーターと1口径下位のメーターを設置することができる。

なお、受水槽親メーターと直圧使用の併用については、分岐管と同口径の受水槽親メーターを設置した場合のみ2口径以上下位の直圧メーターを設置できる。

(4) メーター以降の先太配管

① 増径の条件

使用水量に対して管路延長が長く、使用水栓において規定の残存水頭が確保できない場合は、メーター口径に対して1口径増径できる。増径の場合は、申請時に計算書を添付すること。

② 増径の範囲

メーター口径は、φ13からφ40までとする。受水槽親メーターの場合、常圧時において定水位弁の増径等で規定流入量が確保できない場合以外は、原則として増径を認めない。

5-8 申請に伴う承諾書、誓約書等の提出について

申請に伴い承諾書、誓約書等の提出が必要な場合を以下に示す。

(1) 給水装置設置に伴う他人の土地の使用

給水装置の設置に当たり他人の土地を使用する場合は、申請時に土地所有者の承諾書を提出すること。ただし、土地所有者と連絡を取ることができず、承

諾書を得ることができない等の事情がある場合は、土地使用に際して申請者自ら全責任を負う旨の誓約書に代えることができるものとする。

① 土地所有者の承諾書における記載事項を以下に示す。

- | |
|--|
| ア 私が所有する土地を掘削し、給水管（φ ）を埋設することを承諾
します。 |
| イ 住所 |
| ウ 氏名及び捺印 |

② 申請者の土地利用についての誓約書における記載事項を以下に示す。

- | |
|---|
| ア 本申請の給水管布設等に伴い、土地使用等について関係者から異議が
生じても、私が一切の責任を負うことを誓約します。 |
| イ 住所 |
| ウ 氏名及び捺印 |

なお、他人の土地に埋設している給水装置を改造、修繕又は撤去する場合
においても、同様の取扱いとする。

(2) 個人所有管からの分岐

個人所有の連合管からの分岐については、給水装置の水量及び水圧に直接
影響するものであるため、慎重に取り扱う必要がある。連合管所有者からの
承諾の前段として、給水装置工事主任技術者は自らの責任で現地調査及び水
理計算を行い、それにより分岐の可否を判断する。また、必要な場合は、連
合管増径等の対策を施すものとする。

申請に当たっては、水理計算書のほか、給水規程第 10 条第 1 項の規定に
基づき、被分岐管所有者の承諾書又は分岐に際して申請者自らが全責任を負
う旨の誓約書を提出すること。

なお、承諾書又は誓約書の提出は必須とするが、工事の施行時及び施行後
において、利害関係者間の紛争を未然に防ぐことを目的としているものであ
り、承諾書又は誓約書の有無により企業団が給水契約を拒むものではない。
あくまで利害関係について責任は申請者にあり、企業団はこれに関与するこ
とはなく、また責任も負わない。

① 被分岐管所有者の承諾書における記載事項を以下に示す。

- | |
|---------------------------------|
| ア 私が所有する給水管（φ ）から、分岐することを承諾します。 |
| イ 住所 |
| ウ 氏名及び捺印 |

② 申請者の分岐についての誓約書における記載事項を以下に示す。

ア 本申請の給水管の分岐に伴い、関係者から異議が生じても、私が一切の責任を負うことを誓約します。

イ 住所

ウ 氏名及び捺印

なお、個人所有管からの分岐を撤去する場合においても、同様の取扱いとする。

(3) 連合管布設替工事に伴う給水管切替工事等

給水装置工事の施行に当たり、連合管布設替工事、連合管布設替工事等に伴う給水管切替工事及び連合管解消工事等に伴う取出変更工事などが、既設給水装置所有者の意向に関係なく必要となる場合においては、それぞれの給水装置所有者及び当該給水装置場所（私有地）の掘削を要する場合は併せて地権者に対し、工事内容を十分説明の上、資-61 給水管切替工事等同意書への署名・捺印を依頼し、申請時に提出すること。ただし、何らかの事由により、給水装置所有者及び地権者若しくはどちらか一方の同意を得られない場合は、工事施行に当たり関係者から異議が生じた場合は申請者が一切の責任を負う旨を記載した資-62 給水管切替工事等に伴う誓約書の提出に代えることができるものとする。

また、本同意書又は誓約書に基づき、給水管切替工事等を行った場合は、専用栓番号ごとに資-63 分水工事等施工表を作成し、しゅん工届と併せて提出すること。分水工事等施工表は、その都度必要枚数を企業団から配布するが、各事業者において印刷する場合は、使用する用紙について、4-6-1 に記載されている申請書等の仕様に準じるものとする。

なお、本同意書又は誓約書の提出により、私有地の地権者から掘削、埋設及び撤去等の同意を得られた場合は、5-8-(1) における土地所有者の承諾書は提出不要とする。

(4) 断水への対応が難しい施設等の直結給水

店舗、飲食業、理容業、病院、学校、工場及び老人福祉施設などは、災害や水道施設の損傷、工事等により、緊急若しくは計画的に給水を制限又は停止する場合においても給水を必要とするため、原則として受水槽を設置（4-3-3 参照）し、自ら給水を確保する必要がある。

しかし、水質管理や施設の管理費用低減等のため、申請者が直結給水を希望する場合は、企業団が認めた場合に限り、断水（緊急の場合を含む。）及び濁水等に対して異議を唱えず全面協力する旨の誓約と断水時の具体的な対応方法を明記した断水時計画書を提出することを条件に、直結給水方式とすることができるものとする。また、φ40 メーターにより直結給水する場合は、施設に関係なく同様の取扱いとし、かつ、丸ハンドル仕切弁（ソフトシール

弁) 及びメーターバイパスユニットの設置を条件とする。

断水時計画書における記載事項は次のとおりとする。

- ア 水道施設の損傷、事故、工事等に際し、断水（緊急の場合を含む。）及び濁水等に一切異議を申さず、工事等に全面協力します。
- イ 計画断水時及び緊急断水時の施設利用者への周知方法や営業内容の変更等について具体的な対応方法を明記する。
- ウ 住所
- エ 氏名及び捺印（申請者と使用者が異なる場合は、各々の署名、捺印を要する。）

(5) 既設井戸水管等の使用

既設井戸水管等を給水装置として使用する場合は、漏水の減免対象とならないことを承諾する誓約書を申請時に添付すること。

既設井戸水管使用に伴う誓約書における記載事項を以下に示す。

- ア 既設井戸水管の給水装置を給水管として使用するため、濁水及び漏水による料金の加算について異議を申しません。
- イ 住所
- ウ 氏名及び捺印

(6) 他人の土地の掘削承諾が得られず、適正箇所で撤去が行えない場合

不要となった給水管は、そのまま放置すると漏水の原因や衛生上問題となるおそれがあるため、分岐部分で撤去する必要がある(5-2-5 参照)。しかし、分岐部分が他人の土地に埋設されており、土地所有者から掘削承諾が得られない場合などは、適正箇所での撤去が行えない。そのような場合は、漏水等の発生に対し、申請者又は施工業者等が責任をもって速やかに対処する旨の誓約書を条件に、施工可能な範囲での撤去を認める。当該誓約書の一例を次に示す。

- ア 土地所有者から掘削承諾が得られず、分岐箇所での撤去が行えないため、図面に示す箇所でキャップ止めを行います。これに伴い漏水等が生じた場合は、責任をもって速やかに対処します。
- イ 住所
- ウ 氏名及び捺印（申請者又は施工業者等）

(7) その他

- ① 文献等による計算式を用いて計画使用水量を算定した場合
4-4-1 参照
- ② φ13 既設分岐使用時の φ13 メーター継続使用
5-6-2(1) 参照

- ③ φ16 既設分岐使用時のφ20 メーター使用
5-6-2(2) 参照
- ④ 受水槽給水方式から直結直圧給水方式への改造に伴う既設配管の耐圧試験
6-1-12(5) 参照
- ⑤ スプリンクラーの設置
7-7(7) 参照
- ⑥ 公道に布設する連合管の譲渡申請
7-9(3)①参照
- ⑦ 後日、公道となる予定の道路に布設する連合管の譲渡申請
7-9(3)②参照

5-9 土工事等

土工事を施工する際、指定給水装置工事事業者は道路占用許可条件を遵守し、道路掘削から本復旧までの管理を行い、当該土工事について事故等に関わる一切の責任を負うものとする。

土工事の施工に当たっては、本施工基準に記載する指示書等についても遵守すること。また、道路管理者から許可を受けた施工方法を無断で変更した場合（開削工法で許可を受けたにも関わらず無断で推進工法に変更した場合など）や道路占用工事の許可期間又は道路使用の許可期間経過後の無断施工等の違反行為については、特に注意すること。

工事写真の撮影に当たっては、資-51 工事写真撮影等指示書を遵守し、組成誤りや写真不足等に対し、企業団から改善命令を受けた場合は、速やかに対処すること。

(1) 掘削

① 現地調査

掘削に先立ち地下構造物を調査し、これらに損傷を与えないよう、安全かつ確実な施工ができる掘削断面を計画する。掘削は当日中に仮復旧が完了できる範囲とすること。

② 他の地下埋設物管理者の立会い

他の地下埋設物（下水道、ガス、電気、電話等）付近を掘削する場合は、必要に応じてその管理者の立会いを求めること。（資-56 地下埋設物の問合せ先参照）

③ 安全施設

保安設備は、現場の状況に応じて決定し、交通及び作業上の安全を十分確保できるものとする。

④ 舗装切断

舗装切断は専用の切断機を使用し、垂直に切断する。また、切断の際に発生した濁水は、産業廃棄物の汚泥として中間処理施設に運搬し、処理すること。

⑤ 掘削方法

掘削方法（機械、人力）の選定は、現場状況等を総合的に検討した上で決定する。えぐり掘りは、転圧が十分行えないため、行ってはならない。

道路を横断して掘削する場合は、道路管理者の指示にもよるが、交通に支障のないよう片側ずつ施工すること。

⑥ 湧水処理

湧水がある場合は、適切な方法により水を排除しながら掘削するとともに、その排水先にも注意すること。

⑦ 土留工

掘削深度が 1.5m 以上の場合又は自立性に乏しい軟弱地盤の場合は、安全な掘削勾配が確保できる場合を除き、土留工事を施すこと。

⑧ 残土処理

残土及び埋戻し土砂を現場には堆積せず、速やかに運搬し処分すること。

(2) 埋戻し、路盤工

① 骨材

道路内の埋戻し材及び路盤材は、道路占用許可条件に適合する良質な骨材を使用する。

② 転圧

ランマーや振動ローラ等の現場に適した転圧機を使用し、道路占用許可条件に従って転圧すること。施工後に陥没、沈下等が起きないように十分締め固める。

(3) 仮復旧

① 使用合材

仮復旧は、交通を開放するために埋戻し後、直ちに加熱アスファルト合材にて施工しなければならない。その際は、乳剤散布やシールコートも行うこと。

② 仮標示

仮復旧後、路面に白線等の道路標示や道路管理者の指示による標示ペイントを施すこと。

③ 点検

仮復旧中は随時路面状況を点検し、常に現場の安全管理に努めること。

(4) 本復旧

本復旧は、従来の舗装と同等以上の強度及び機能を確保するものとし、舗装組成は道路占用許可条件に従う。

① 施工時期

自然転圧期間終了後とし、道路占用許可条件に従う。

② 影響範囲

原則として、道路占用許可条件に従って影響範囲を決定する。他工事復旧跡が近接するなど、現場の状況が複雑な場合は道路管理者の指示により影響範囲を決定する。

道路管理者による指示及び現場立会いが必要である場合は、企業団と調整すること。

③ 区画線等

本復旧後、既設の区画線及び道路標示を施し、原形復旧を行うこと。

④ 本復旧後の対応

本復旧後に障害が生じた場合、2 か年間は施工者の責任で修繕及び対処を行うこと。

5-10 給水装置工事の検査

5-10-1 工事検査

工事検査では、施工基準及び関係法令等を遵守し、給水装置工事が申請書に基づき適正に施行されたかを確認する。工事検査は、原則として現地（給水装置場所）で実施し、企業団から指示がない場合であっても、当該工事を施行した給水装置工事主任技術者が立ち会うよう努めるものとする。給水装置工事主任技術者は工事検査の受検に当たり、事前に水圧検査等の自社検査を実施し、不適合等があれば手直しを行っておくこと。

また、企業団職員は、申請者等の同意がなければ他人の土地や家屋等に立ち入ることができないため、あらかじめ関係者にこの旨を説明し、同意を得ること。

なお、給水装置工事は、申請者からの届出により実施されるものであり、設置された給水装置は、申請者の所有物である。工事検査は、申請者から指定給水装置工事事業者を通じて提出される届出等の書類に基づき実施するものであり、本施工基準で定める内容について確認を行うものであるが、検査時に埋設されていたり、躯体内部等に布設されていたりする給水装置の配管や使用材料等を届出のあったしゅん工図面等と照合することは物理的に不可能である。そのため、工事検査は、届出のあったしゅん工図面等の正確性を企業団が全面的に担保するものではない。

5-10-2 工事検査の種類

(1) 材料検査

メーター手前に使用するφ75以上の材料については、企業団職員及び給水装置工事主任技術者の立会いのもと、材料検査を実施する（3-5 参照）。

申請時に企業団で定める材料検査願を提出すること。

(2) 水圧検査

水圧検査については、表 5-1 に基づき、原則として企業団職員の立会いのもと実施する（メーター二次側を除く。）。

連合管については、しゅん工検査日前に水圧検査を行う場合、予め立会日時を企業団と調整すること。

分岐管（分水栓～止水栓）については、工事当日の8時30分から9時00分までの間に、電話又は窓口にて企業団に立会いを依頼すること。状況により企

業団職員が立会いできない場合は、必ず給水装置工事主任技術者の指示に従って水圧検査を行い、穿孔すること。

表 5-1 水圧検査条件表

種別	口径	圧力	時間	備考
連合管※	φ 50以下	0.75Mpa	10分間	しゅん工検査日前に実施可 φ 50で管延長が100m以上の場合は1時間
	φ 75以上		3時間	しゅん工検査日前に実施 水圧検査合格後に水質検査を実施
分岐管 (分水栓～止水栓)	φ 50以下		1分間	分水工事施工時に実施
	φ 75以上		10分間	
共同住宅 (主配管)	φ 50以下		10分間	第一止水栓から各戸の丙止水栓手前まで しゅん工検査時に実施
一般住宅 (止水栓～丙止水栓手前)				止水栓からメーターまでの管延長が10m以上の場合 (分水工事は止水栓先の管延長が10m以上の場合) しゅん工検査時に実施
メーター二次側	給水装置工事主任技術者の責任において、しゅん工検査までに実施しておくこと			

※連合管を延長する工事で、布設距離が 5m（直管 1 本）以下の場合は、水圧検査不要とする。

(3) 水質検査

φ 75 以上の連合管を布設した場合は、企業団施行の配水管布設工事に準じ、水質検査を実施する。

(4) 中間検査

工事しゅん工後では内部配管の確認ができないなどの理由により、企業団で指示した場合は、使用材料、施工状況等について中間検査を実施する（写真提出により確認する場合もあり。）。

(5) しゅん工検査

給水条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、給水装置工事しゅん工後に最終的な工事検査として、しゅん工検査を実施する。

なお、メーターを新設又は口径変更する工事においては、しゅん工検査時にメーターを貸与する。共同住宅等でメーター数が多いなど、企業団が必要と認める場合に限っては、しゅん工検査前にあらかじめメーターを設置することができるが、その場合においてもメーターの貸与はしゅん検査当日の 8 時 30 分以降を原則とする。また、しゅん検査が不合格となった場合は、企業団の指示によりメーターを取り外し、再検査時にあらためて設置するものとする。

5-10-3 しゅん工検査日の決定

しゅん工検査日の予約は、電話又は窓口にて行うこと。また、しゅん工検査に必要な関係書類は以下のとおりとし、必ずしゅん工検査日の 2 営業日前までに窓口へ提出すること。

① 申請書

- ② しゅん工届
- ③ 仮復旧工事写真（2部）
- ④ 開始届、中止届（開始、中止手続きを伴う場合のみ）
- ⑤ しゅん工検査予定書
- ⑥ その他企業団で指示する必要書類

5-10-4 しゅん工検査の概要及びしゅん工検査後の処理

(1) しゅん工検査の対象範囲

しゅん工検査の対象範囲は、しゅん工届に記載された図面において、実線で示された部分の給水装置と、これに付随する土工事とする。また、既設給水装置が過去に無届で改造されたものである場合や井戸水管として使用されていたものを継続使用する場合などは、検査対象とする。

なお、流末装置については、4-6-3 記載のとおりとする。

(2) しゅん工検査の内容

① 水圧検査

表 5-1 に基づき、しゅん工検査時に行うものを確認する。

② 使用材料の検査

ア 3-3 に記載されている J I S、J W W A などの認証及び製造業者名又は商標を確認する。

イ 構造及び材質の基準に適合していることを確認する。

③ 機能検査

メーター指針の回転状態、吐水及び作動状態など主要部の機能について、必要により確認する。

④ 土工事の検査

しゅん工届と併せて提出する工事写真により、道路管理者及び企業団の指示どおり施工されているか、写真不足や写真内容の不備はないか等を確認する。詳細については、資-51 工事写真撮影等指示書を参照すること。

また、現地では路面復旧状況を確認する。

⑤ しゅん工図面の検査

給水管の管材料、口径、延長、配管経路、メーター位置及びメーター口径等について、現地としゅん工図面の照合等を行う。また、施工基準等の規定に則して施工されているかを確認する。不備が確認された場合は、再検査を指示する。ただし、軽微な書類不備のみで、かつ、検査当日中に訂正が行える場合、又は、企業団が認めた場合に限っては、しゅん工検査後の書類訂正を認め、再検査を行わずに処理することができる。

⑥ 申請書としゅん工届の内容の照合

申請書としゅん工届の内容が相違していないかを確認する。

⑦ 残留塩素の測定

完成検査時、新設された給水装置から採水し、D P D 残留塩素測定器で残

留塩素を確認する。遊離残留塩素濃度は0.1mg/リットル（ppm）以上とし、その値を満たさない場合、通水してはならない。

⑧ その他

企業団が必要と判断すること。

(3) 再検査

しゅん工検査において施工不備等が確認された場合は、是正工事後、再検査を行うものとする。メーターの貸与についても、再検査合格後に行うものとする。

(4) しゅん工検査合格後の処置

しゅん工検査合格後は、次の処置を行うこと。

① メーターボックス蓋裏、パイプシャフト扉裏又はこれに準ずる場所に水栓番号シールを貼り付ける。

② メーターボックス蓋裏に施工業者名、連絡先を明記する。

③ 必要により口座振替の案内文書等の投函を行う。

(5) しゅん工検査合格後における是正指導等

しゅん工検査は、確認項目が多岐にわたるため、本来であれば現地での検査を行った後、しゅん工届及び関係書類が企業団所管課内で回議され、水道技術管理者に決裁された時点で合格が決定される場所である。しかし、実務上、決裁までには一定期間を要することから、水道事業者として申請者の水需要に配慮し、また、メーター設置状況を現地で確認することで逆付け等の施工不備を防止する観点から、現地での検査時に合否を判断し、メーターの貸与を行う取扱いとしている。このことを踏まえ、しゅん工検査後、しゅん工届及び関係書類の決裁過程において不備が確認された場合等においては、しゅん工検査後であっても是正指導等を行う場合がある。その場合は、施工業者において責任をもって対処すること。

(6) マイラーの提出

φ75以上の連合管を布設する工事においては、しゅん工検査合格後、速やかにマイラーを作成し提出すること。作成方法は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団建設工事標準仕様書に準ずる。

(7) 舗装本復旧工事の実施及び工事写真の提出

坂戸市道及び鶴ヶ島市道については仮復旧による自然転圧期間経過後、道路占用許可を受けた工事期間内に舗装本復旧を実施すること。また、県道については原則、仮復旧は行わず即日本復旧すること。なお、施工日から30日以内に工事写真（2部）を企業団に提出すること。詳細は、資-51 工事写真撮影等指示書を参照すること。

(8) 検査証明書の発行

申請者等が希望する場合は、企業団に検査証明書の発行を請求できる。その場合は、検査合格後、検査証明書発行願を窓口へ提出する。

なお、(5)記載内容を踏まえ、検査証明書については、しゅん工届及び関係書

類の水道技術管理者決裁後に発行する。